

令和7年度定期監査（前期）の結果に対する措置状況の公表について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した、令和7年度定期監査（前期）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があったので同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和7年11月21日

江別市監査委員 中村秀春
江別市監査委員 内山祥弘

所管課等	種別	監査結果（内容）	措置状況の概要
雪対策課 参事（除排雪計画担当） R7.5.8監査 R7.7.23報告	指導事項	【貸与機械の返還事務について】 除雪機械等貸与取扱要領では、江別市が貸与した除雪機械その他の市保有機械を受託者が返還するときは、貸与機械返還届書とともに返還し、貸与機械現況調書に基づき整備状況、損傷及び欠品の有無、附属品の員数等について担当職員による検査を受けなければならないとされているが、両文書に基づく返還及び検査が行われていないことから、今後は除雪機械等貸与取扱要領を遵守し、適切な事務の執行に努められたい。	【措置済み】 本件について課内で情報を共有し、貸与機械の返還時には除雪機械等貸与取扱要領を遵守し、貸与機械返還届書等に基づく返還や検査を行うよう改めて指導を徹底しました。今後は不適切な事務処理が生じないよう、適正な執行に努めます。
契約管財課 R7.5.15監査 R7.8.1監査 R7.11.5報告	指導事項	【契約事務について】 道路管理課から入札執行及び契約締結を依頼された「橋梁点検委託」の2回目の変更契約において、副市長の決裁が必要なところ総務部長までの決裁で終えて契約を締結していることから、今後は江別市事務専決規程を遵守し、適切な事務の執行に努めるよう文書により指導した。	【措置済み】 本件について課内で情報を共有し、事務執行に当たり江別市事務専決規程を遵守し、決裁区分について複数人で十分に確認を行うよう改めて指導を徹底しました。今後は不適切な事務処理が生じないよう、適正な執行に努めます。また、当課において作成している契約マニュアルを改訂し、契約事務に係る決裁区分の確認方法を具体的に明記したほか、庁内周知により確認の徹底を促しました。

国保年金課 R7. 5. 22監査 R7. 6. 10報告	指導事項	<p>【債権管理事務について】</p> <p>一般被保険者返納金の令和3年度分収入未済額の一部について、調定の繰越処理がなされておらず、令和6年度に調定したものとの督促の手続が行われていない。地方自治法施行令では、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないと規定していることから、今後は同法施行令を遵守し、適正な債権管理事務の執行に努められたい。</p>	<p>【措置済み】</p> <p>過年度分の収入未済額を繰越処理する際、財務会計システムとの対応を行ったところ、確認を徹底することとしました。さらに今後は、対応の内容を個別に記録するほか、関係部門とも連携し適正な債権管理事務の執行に努めます。</p>
水道部総務課 R7. 6. 5監査 R7. 7. 8報告	指導事項	<p>【契約事務について】</p> <p>電子複写機賃貸借契約において、次長の決裁が必要なところ課長までの決裁で終えて契約を締結していることから、今後は江別市水道部事務専決規程を遵守し、適切な事務の執行に努められたい。</p>	<p>【措置済み】</p> <p>事務執行に当たっては、課内で情報を共有するとともに、江別市水道部事務専決規程を遵守し、十分な確認を行うよう指導を徹底しました。今後は、適切な事務の執行に努めてまいります。</p>
市立病院事務局 経営企画室 医事課 R7. 6. 5監査 R7. 9. 30報告	指導事項	<p>【契約事務について】</p> <p>「令和6年度患者支援センター業務」の委託契約において、長期継続契約に該当しないにもかかわらず、前年度中に見積合わせを実施し契約を締結している。また、「電子カルテ他院DC取込装置の購入」に係る物品購入契約において、次長の決裁が必要なところ課長までの決裁で終えて契約を締結している。さらに、労働者派遣個別契約において、予定価格を省略できる額を超過しているにもかかわらず予定価格が設定されていないなど、不適切な事務処理が認められたことから、今後は地方自治法、江別市病院事業事務専決規程及び江別市契約に関する規則を遵守し、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>【措置済み】</p> <p>契約の締結に当たっては、事務処理を事前に十分確認し、今後は誤りが無いよう担当者間で点検を徹底いたします。決裁区分については、江別市病院事業事務専決規程を遵守し、起案時には必ず複数体制で確認するほか、予定価格の設定については、江別市契約に関する規則を改めて確認し、適切な事務処理を行ってまいります。なお、決裁区分及び予定価格の設定については、課内で使用している契約マニュアルを改正しました。</p>
市立病院事務局 管理課 R7. 6. 5監査 R7. 10. 1報告	指摘事項	<p>【源泉所得税の納付事務について】</p> <p>所得税法では、国内において給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならないとされている。令和6年6月に市立病院職員に支払った賞与分の源泉所得税の納付期限は7月10日であったが、12月支払の賞与分を処理するまで納付漏れに気づかず、令和7年1月10</p>	<p>【措置済み】</p> <p>源泉所得税の納付事務については、同様の事案が生じないよう複数職員による厳重なチェックの実施、給与や報酬から天引きした預かり金額と支出伝票額の対応・確認の徹底及び給与事務マニュアルの見直しを行い、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

		日に納付したため、延滞税及び不納付加算税を支払うこととなった。今後は所得税法を遵守し、適切な事務の執行に努められたい。	
市立病院事務局 管理課 R7. 6. 5 監査 R7. 10. 1 報告	指導 事項	<p>【契約事務について】 「令和6年度施行 感染性医療廃棄物処理業務（段ボール）」において、次長の決裁が必要なところ課長までの決裁で終えて契約を締結していることから、今後は江別市病院事業事務専決規程を遵守し、適切な事務の執行に努められたい。</p>	<p>【措置済み】 入札・契約業務の際は必ず契約マニュアルを確認し、適切な決裁権者の設定を徹底します。定例的な契約についても、年支払総額により決裁権者が変わる可能性があることを念頭に、適切な入札・契約業務を行うよう細心の注意を払います。</p>
医療助成課 R7. 7. 10監査 R7. 10. 30報告	指導 事項	<p>【契約事務について】 「令和6年度江別市後期高齢者医療保険料額決定通知書等作成及び印字封入封緘委託業務」の変更契約において、江別市契約に関する規則では、契約をした後において期限の変更等をする必要が生じたときは、契約者と協議して契約の変更をしなければならないと規定されているにもかかわらず、契約変更に至るまでの契約者との協議の経緯が不明瞭であった。今後は同規則を遵守し、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>【措置済み】 今後は、江別市契約に関する規則を遵守し、契約後に期限の変更等をする必要が生じたときは契約者との協議記録を作成の上、契約を変更し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

掲示期限：令和7年12月4日